

奈良県ふるさと名物商品募集要領

1 趣旨

地域活性化・地域住民生活等緊急支援交付金（地域消費喚起・生活支援型）を活用して、県が指定した魅力ある県産品（奈良県ふるさと名物商品）を販売するインターネット通信販売サイトを開設し、県産品の認知度向上と消費拡大による地域経済の活性化を図ります。つきましては、「奈良県ふるさと名物商品」を募集します。

2 事業の概要

(1) 販売方法

県が指定した「奈良県ふるさと名物商品」を、県が定めた割引率で割り引いた価格での、インターネットを介した通信販売を行います。

当事業のスキーム及び取引にあたっての留意事項については、別紙1・2のとおりです。

(2) 対象商品及び割引率

新商品（平成24年1月1日以降に開発され、又は改良された奈良県ふるさと名物商品）：40%
既存商品（平成24年1月1日前概ね7年間に開発され、又は改良された奈良県ふるさと名物商品）：30%

(3) 割引販売に係る補助金について

販売実績に応じた割引額は国の交付金を用いて、県より販売事業者へ補助します。

割引額の補助金は、非課税です。支払いサイトは、月末締め翌月末までの支払いを予定しています。

(4) 販売期間

平成27年10月上旬から平成28年3月予定

割引分に相当する補助金の予算が無くなり次第、割引販売は終了し、通常価格での販売となります。

3 指定対象となる県産品

県産品のうち、材料、技術、文化、風土その他の県の地域資源を活かすために開発され、又は改良されたものであり、かつ、県がその販売の促進を図ろうとするものとします。

なお、外国産の原材料が用いられていること、又は、製造・販売行程の一部が外国で行われていることをもって、対象からは排除しません。

4 奈良県ふるさと名物商品の指定について

(1) 指定方法

事業者からの申請を受け、その申請にかかる商品が指定基準を満たしているかを県が審査し、指定します。

(2) 指定範囲

この「奈良県ふるさと名物商品」の指定は、本事業での販売のみに関して指定します。本事業以外で「奈良県ふるさと名物商品」に指定に関する内容を使用できません。

5 申請できる事業者について

次の(1)又は(2)を満たす者が申請をすることができます。

- (1)「奈良県ふるさと名物商品購入助成事業 販売事業者募集要領」に定める参加申請を行い県の審査を受けて決定を受けたもの
- (2)「奈良県ふるさと名物商品購入助成事業 販売事業者募集要領」に定める参加申請を期限内に行い、不採択の決定を受けていないもの

6 申請できる商品数

- (1) 販売事業者で申請できる商品は初回、最大 30 商品とし、2015 年 12 月末までは、随時追加申請可能とする。※ただし、1 事業者の申請上限は、50 商品までとする。
- (2) 申請する商品は 1 県内製造業者等（取扱商品に係る生産、製造又は加工を行う法人、又は、個人であって、法人にあつては県内に本社又は主たる事務所を有するものであり、個人にあつては県内に事業所を有するもの）につき 5 商品までとします。（ただし、同一商品で入数違いは 1 商品と見なしますが、味や仕様違いは 1 商品と見なさず、別商品とします。）

7 商品の指定基準

「奈良県ふるさと名物商品」を指定する基準は、次の(1)～(9)を全て満たすこととします。

- (1) 奈良県ふるさと名物商品募集要領第 2 (2)に定める期間に開発又は改良されたもの。
- (2) 商品の品質、価格等において、奈良県産品として相応しいと認められるもの。
- (3) 商品の安定供給が可能であり、奈良県産品として今後需要が見込まれ、奨励することが望ましいと認められるもの（いわゆる「一点もの」は不可）。
- (4) 「食品衛生法」、「JAS 法」、「食品表示法」、「景品表示法」等の関係法令に違反していない商品であること。また、公序良俗に反しない商品であること。
- (5) 奈良ならではのこだわり、ストーリー性を持った商品。
- (6) 配送に耐えうる商品。
- (7) 1 商品当たりの価格が 30 万円(税抜き)を超えていないこと。
- (8) 医薬品類ではないこと。
- (9) 古物（※1）ではないこと。

※1 「古物」とは、一度使用された商品、若しくは使用されない商品で使用のために取引されたもの又はこれらの物品に幾分の手入れをしたものを指します。

8 審査結果について

審査の結果、申請された商品を指定した場合は、県が「奈良県ふるさと名物商品指定書」を交付します。

9 指定後について

- (1) 申請者は、「奈良県ふるさと名物商品」の品質等を保証し、決して消費者等の信頼を裏切つてはなりません。
- (2) 申請者は、「ふるさと名物商品」の品質、流通、販売等において事故等の問題が生じたときには、責任をもって速やかに必要な措置を講じるとともに、県に報告しなければなりません。

- (3) 申請者は、当初の申請内容から変更となった場合は、速やかに県に届出なければなりません。
- (4) 県は販売事業者に対し必要があると認めるときは、「奈良県ふるさと名物商品」としての指定基準を満たしているか調査し、指定の取消、又は必要な改善指示をすることができます。

10 指定の取消

次の(1)～(6)の事由に該当する場合は指定を取り消すことがあります。

- (1) 指定を受けた販売事業者が営業を終了した場合
- (2) 指定の基準に該当しなくなった場合
- (3) 虚偽の申請により指定を受けた場合
- (4) 前項の規定による調査を正当な理由なく拒否し、又は指示に従わなかった場合
- (5) 法令に違反するなど販売事業者として適切でないと認められる場合
- (6) その他、指定県産品及び奈良県のイメージに重大な支障を及ぼす恐れがある場合

11 応募方法

次の(1)～(8)を添えて、持参又は郵送にてご応募ください。

※農産品及び水産品の場合、(8)は不要です。

- (1) 「奈良県ふるさと名物商品」申請書【様式第1号】
 - (2) 商品概要書【様式第2号】
 - (3) 商品写真データ（JPEG、PNG形式）
 - ・申請商品単位に以下の内容の写真をCD-R、又は、DVD-Rに記録して添付
商品パッケージ（外観）、商品の中身、商品イメージカット
食品表示ラベル（加工品、酒類のみ）、その他商品販売を補強する電子データ
 - ・写真サイズ 1,000px×1,000px以上
 - (4) 記入済みの【様式第1号】、【様式第2号】のデータ
 - ※商品写真データの電子媒体に記録
 - (5) パンフレット等の商品説明資料
 - (6) ネット通販で販売中の商品は、販売ページを添付
 - (7) 販売に伴い、許認可が必要な商品は、その許可証等の写し
 - (8) 製造物賠償責任保険等各種賠償保険の保険証書の写し
- ※郵送の場合は、配送状況が確認できる手段で送付して下さい。

12 申請先

| |
|--|
| 奈良テレビ放送 クロスメディア局 開発部 担当：鈴木 〒630-8575 奈良市法蓮佐保山3-1-11 電話 0742-24-2977 FAX 0742-24-2985 e-mail : narameibutu@naratv.co.jp |
|--|

※申請に関する問い合わせはFAXまたは電子メールで受け付けます。

13 応募受付期間

平成27年9月4日（金）～9月14日（月） ※必着

14 その他注意事項

- (1) 提出いただいた申請書に記載されている内容を基に審査いたしますので、商品PR等においてはストーリー性を持たせる等、魅力ある商品であることがわかるよう、詳しく御記入ください。
- (2) いただいた応募書類等については、一切返却いたしませんので御了承ください。
- (3) 本申請での販売に際しては、県が運営するネット通販サイトの販売に係る販売手数料（割引後の販売価格（消費税込）の10%）を負担していただきますので、御了承ください。
- (4) 本募集要領及び申請様式については、県のホームページに掲載いたします。